

下記のとおり、公募により提案書類を募集し、その内容を審査し最良の提案者(契約候補者)を選定し、随意契約の手続きを進める企画競争を実施する。

令和 7 年 7 月 4 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 065-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課子育て家庭係 (電話 011-211-3848)
メールアドレス kosodatekatei@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務
- (2) 業務内容等 提案説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 予算額(事業規模)
 - ア 成功報酬率は 23%を上限とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事業費 その他一切の諸経費を含むものとする。
 - イ 委託料は回収実績金額によらず、18,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

3 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿 (物品・役務)において、「(大分類) 一般サービス業、(中分類) その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められるものでないこと。
- (6) 弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) 第 30 条の 2 に規定する弁護士法人又は債権回収業務に関する特別措置法 (平成 10 年法律第 126 号) 第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- (7) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (8) 国、地方公共団体又は独立行政法人 (地方独立行政法人を含む。)における債権回収業務の実績を有すること。

4 提案説明書の交付方法等

- (1) 提案説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

(2) 提案説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>

5 参加申出書及び提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

ア 参加申出書及び資格審査に係る提出書類

令和7年7月14日(月)午後5時(送付の場合は必着のこと。)

イ 提案書類

令和7年7月28日(月)午後5時(送付の場合は必着のこと。)

(2) 提出場所

上記1に同じ

(3) 提出方法

上記1まで持参又は送付により提出する。

6 評価方法(契約候補者選定方法)

提案説明書に明示する評価基準等に基づき、本調達に係る企画競争実施委員会7名が独立して評価点を算出し、その合計値が最低評価基準点以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

7 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本告示に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 積算額(参考見積額)が上記2(4)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (4) 上記5(1)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案

8 その他

上記のほか詳細については提案説明書による。